平成18年8月2日教育委員会告示第12号

改正

平成21年3月27日教育委員会告示第5号 平成25年5月31日教育委員会告示第8号 平成31年3月29日教育委員会告示第8号 令和2年3月30日教育委員会告示第8号

流山市立図書館資料宅配サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市立図書館が所蔵する資料(以下「図書館資料」という。)の障害者等 への宅配サービス実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宅配サービスの内容)

第2条 図書館長(以下「館長」という。)は、第4条の規定による利用登録をした者の自宅に図書館資料を無料で配達及び回収を行うものである。

(利用対象)

- 第3条 宅配サービスは、流山市立図書館への来館が困難な市内在宅者で、次の各号のいずれかに 該当する者が利用できるものとする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び療育手帳の交付を受けている者
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者
 - (3) 1か月以上自宅で療養中の者
 - (4) その他館長が必要と認めた者

(利用登録)

第4条 宅配サービスを利用しようとする者は、流山市立図書館資料宅配サービス利用申込書(別 記様式)により利用登録をしなければならない。

(図書館資料の申込み)

- 第5条 利用しようとする図書館資料の申込みは、口頭、インターネット予約又は文書による。 (利用できる図書館資料、冊数及び期間)
- 第6条 宅配サービスを利用できる図書館資料は、館外利用を目的として流山市立図書館が備えて

いる図書、CD及びその他の資料とする。

- 2 前項の宅配サービスによる図書館資料の貸出しは、図書及び雑誌は合わせて10冊まで、CD・カセットテープは各3点まで、ビデオ・DVDは各1点までとする。
- 3 第1項の図書館資料の貸出期間は、1か月以内とする。ただし、予約のある図書館資料については、2週間を限度とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか宅配サービス実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日教委告示第5号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日教委告示第8号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教委告示第8号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日教委告示第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第4条) 別記様式(第4条)

		流山	1市立図	書館資	料宅畜]サービスネ	利用申込	書					
申込年月日		年	月	日	利用	カード番号	1.7						
フリガナ						生年	年	月	E		性別	男·	女
氏名						月日					///		
1:	Ŧ	_				8							
住所	流山市	ī											
	氏名					8							
				申込者。	との続相	Ĩ.							
(代理人)	住所	₹	-										
	身体	障害	者	手 帳	第		号	等	級				
	療	育	手	帳	第		号	程	度				
利田世八	精神障	害者保	健福祉	上手帳	第		号	等	級				
利用区分介	介護保	険被保	R 険 者	番号	第		号	要介	護度				
	自	宅	療	養	療	養 開 始 年	月日			年	月	8 9	Ħ
	そ	の		他									

※下の欄には記入しないでください。

	受	付 付	処 理 欄	
受付	年	月 日	整理番号	
宅配開始日	年	月 日	,	